

理 由

生産緑地地区について、農業従事者の故障が生じ、後継者もいないため、また、生産緑地地区の都市計画決定から 30 年経過したことにより買取り申出がなされ、関係機関への買取りの照会や農業委員会を通じての斡旋を行ったが、買取り希望者がなかったため、生産緑地法第 14 条に基づく生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われた。

また、生産緑地地区の追加指定の申出がなされ、同法に基づき精査したところ、同法第 3 条第 1 項の「一団のものの区域」として地形的まとまりを有する農地として認められるものであり、かつ、泉南市生産緑地地区の追加指定に関する基本方針及び指定基準にも適合し、市街化区域の貴重な緑地機能として評価できることから、追加指定を行う。

よって、本案のとおり生産緑地地区の廃止および区域変更をしようとするものである。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（泉南市決定）

南部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
信達牧野 18 号	泉南市信達牧野地内	約 2.65ha	区域変更
樽井 46 号	泉南市樽井三丁目地内	—	廃止
馬場 4 号	泉南市馬場二丁目地内	—	廃止
信達牧野 13 号	泉南市信達牧野地内	約 0.80ha	区域変更
男里 4 号	泉南市男里六丁目地内	約 0.23ha	区域変更
男里 11 号	泉南市男里四丁目地内	約 3.46ha	区域変更
信達大苗代 5 号	泉南市信達大苗代地内	—	廃止
信達大苗代 13 号	泉南市信達大苗代地内	約 0.53ha	区域変更
信達大苗代 20 号	泉南市信達大苗代地内	約 0.09ha	区域変更
小 計		約 7.76ha	
岡田 1 号他 182 地区		約 46.92ha	変更なし
合 計	189 地区	約 54.68ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

